

令和7年8月度栗東市教育委員会定例会

令和7年8月27日(水)
9時30分から
於：4階第1委員会室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 議 案

議案第10号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度事業対象報告書）について【資料1】

議案第11号 栗東市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について

議案第12号 栗東市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第13号 栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第14号 栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第15号 栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

日程 4 教 育 長 報 告

教育長公務状況について

日程 5 報 告 事 項

- ① 各課（館・所）の8月度事業進捗状況について
- ② 児童生徒数について
- ③ 市内中学校生徒数並びに小学校児童数の将来推計及び必要教室数推計について【資料2】
- ④ 歴史民俗博物館の臨時開館について【資料3】

日程 6 そ の 他

- ① 各課からの報告事項について
- ② 9月度教育委員会定例会日程について
定例会 9月25日（木）13時30分～

日程 7 閉 会 宣 言

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

議案第10号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度事業対象報告書）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度事業対象報告書）を議会に提出するとともに公表することにつき、本委員会の議決を求める。

令和7年 8月27日 提出

栗東市教育委員会 教育長 今 井 義 尚

議案第 1 1 号

栗東市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について

栗東市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長に意見を申し出る。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚

栗東市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

栗東市青少年問題協議会設置条例（昭和 3 5 年栗東町条例第 6 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年栗東町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表青少年問題協議会の部を削る。

現行				改正案			
本則・附則 (略)				本則・附則 (略)			
別表 (第2条関係、第3条関係)				別表 (第2条関係、第3条関係)			
区分	報酬の額	費用弁償の額		区分	報酬の額	費用弁償の額	
		日当	その他の費用弁償の額			日当	その他の費用弁償の額
(略)				(略)			
(略)				(略)			
子ども・子育て会議	会長	" 5,600円	栗東市職員等の旅費に関する条例に定める一般職の職員の例による。	子ども・子育て会議	会長	" 5,600円	栗東市職員等の旅費に関する条例に定める一般職の職員の例による。
	委員	" 5,400円			委員	" 5,400円	
	委員長	" 5,600円		児童館運営委員会	委員長	" 5,600円	
	委員	" 5,400円			委員	" 5,400円	
青少年問題協議会	会長	" 5,600円		国民健康保険運営協議会	会長	" 5,600円	
	委員	" 5,400円			委員	" 5,400円	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

議案第 12 号

栗東市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

栗東市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により、市長に意見を申し出る。

令和 7 年 8 月 27 日提出

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚

栗東市都市公園条例の一部を改正する条例

栗東市都市公園条例（昭和46年栗東町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号イ中「に規定する休日」の右に「（以下「休日」という。）」を加える。

第23条第3項中「別表第4に掲げる」を削り、同項ただし書を削る。

第23条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第23条関係）

有料公園名	区分	利用料金		
		利用時間等	土曜日、日曜日及び休日	その他の日
栗東運動公園	野球場	1時間当たり	500円	400円
	テニスコート（1面当たり）		900円	750円
野洲川運動公園	陸上競技場（貸切）		2,500円	2,000円
	グラウンドゴルフ場（貸切）		3,500円	3,000円
	ソフトボール場（1面当たり）		400円	300円
	テニスコート（1面当たり）		900円	750円
	芝グラウンド（1面当たり）		260円	200円
	陸上競技場（個人）	1人1回	390円	300円
	グラウンドゴルフ場（個人）	1人1回	370円	300円

備考

1 市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者を除く。）又は市外団体（草津市、守山市及び野洲市に所在する団体を除く。）が使用する場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。

2 野球場を利用する場合に照明設備を使用するときは、次に掲げる使用区分に応じた1時間当たりの額に使用時間を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。

(1) 全灯照明 3,000円

(2) 3分の2照明 2,000円

(3) 3分の1照明 1,000円

3 テニスコートを利用する場合に照明設備を使用するときは、1面につき1時間当たり300円に使用時間に乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。

4 利用時間及び前2項の使用時間に、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。

5 小学生以下の者がグラウンドゴルフ場（個人）を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の100分の50に相当する額とする。

6 指定管理者が芝グラウンドにグラウンドゴルフの用に供する設備をした場合において、芝グラウンドの貸切利用をするときはグラウンドゴルフ場（貸切）の項に定める利用料金を適用し、個人利用をするときはグラウンドゴルフ場（個人）の項に定める利用料金を適用する。この場合において、小学生以下の者が個人利用をするときは、前項の規定を適用する。

7 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

東京都都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
第1条-第19条 (略) (開園日時) 第20条 有料公園施設の開園日及び開園時間は、次のとおりとする。 (1) 開園日 次に掲げる日を除く日とする。ただし、指定管理者は、有料公園施設の管理運営上特に必要と認めた日については、市長の承認を得て、臨時に開園又は休園することができる。 ア (略) イ 毎週月曜日。月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日</u> 第21条・第22条 (略) (使用料及び利用料金) 第23条 (略) 2 (略) 3 有料公園施設を使用しようとする者は、指定管理者に規則で定める申請書を提出し、利用許可を受け、<u>別表第4に掲げる利用料金を納付しなければならない。ただし、市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者は除く。）又は市外団体（草津市、守山市及び野洲市の団体が使用する場合は除く。）が使用する場合は、それぞれの利用料金に10割を加算した額を納付しなければならない。</u>	第1条-第19条 (略) (開園日時) 第20条 有料公園施設の開園日及び開園時間は、次のとおりとする。 (1) 開園日 次に掲げる日を除く日とする。ただし、指定管理者は、有料公園施設の管理運営上特に必要と認めた日については、市長の承認を得て、臨時に開園又は休園することができる。 ア (略) イ 毎週月曜日。月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）<u>に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日</u> 第21条・第22条 (略) (使用料及び利用料金) 第23条 (略) 2 (略) 3 有料公園施設を使用しようとする者は、指定管理者に規則で定める申請書を提出し、利用許可を受け、<u>利用料金を納付しなければならない。</u> 4 <u>前項の利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u>

現行		改正案																																																																																											
4-6 (略) 第24条-第39条 (略) 附 則 (略) 別表第1-別表第3 (略) 別表第4 (第23条関係)		5-7 (略) 第24条-第39条 (略) 附 則 (略) 別表第1-別表第3 (略) 別表第4 (第23条関係)																																																																																											
<table><tr><th rowspan="2">有料公園名</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">入場料その他金銭を徴収しない場合</th></tr><tr><th>利用時間 等</th><th>土、日、祝日 及び振替休日</th><th>その他の日</th></tr><tr><td rowspan="8">栗東運動公園 野洲川運動公園</td><td>野球場</td><td>1時間当 たり</td><td>500円</td><td>400円</td></tr><tr><td>テニスコート (1面当たり)</td><td></td><td>600円</td><td>500円</td></tr><tr><td>陸上競技場 (貸切)</td><td></td><td>2,500円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>グラウンドゴルフ場 (貸切)</td><td></td><td>3,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>ソフトボール場 (1面当たり)</td><td></td><td>400円</td><td>300円</td></tr><tr><td>テニスコート (1面当たり)</td><td></td><td>600円</td><td>500円</td></tr><tr><td>芝グラウンド (1面当たり)</td><td></td><td>400円</td><td>300円</td></tr><tr><td>陸上競技場 (個人)</td><td>1人1回</td><td>260円</td><td>200円</td></tr><tr><td>グラウンドゴルフ場 (個人)</td><td>1人1回</td><td>250円</td><td>200円</td></tr></table>		有料公園名	区分	入場料その他金銭を徴収しない場合			利用時間 等	土、日、祝日 及び振替休日	その他の日	栗東運動公園 野洲川運動公園	野球場	1時間当 たり	500円	400円	テニスコート (1面当たり)		600円	500円	陸上競技場 (貸切)		2,500円	2,000円	グラウンドゴルフ場 (貸切)		3,500円	3,000円	ソフトボール場 (1面当たり)		400円	300円	テニスコート (1面当たり)		600円	500円	芝グラウンド (1面当たり)		400円	300円	陸上競技場 (個人)	1人1回	260円	200円	グラウンドゴルフ場 (個人)	1人1回	250円	200円	<table><tr><th rowspan="2">有料公園名</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">利用料金</th></tr><tr><th>利用時間 等</th><th>土曜日、日曜 日及び休日</th><th>その他の日</th></tr><tr><td rowspan="8">栗東運動公園 野洲川運動公園</td><td>野球場</td><td>1時間当 たり</td><td>500円</td><td>400円</td></tr><tr><td>テニスコート (1面当たり)</td><td></td><td>900円</td><td>750円</td></tr><tr><td>陸上競技場 (貸切)</td><td></td><td>2,500円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>グラウンドゴルフ場 (貸切)</td><td></td><td>3,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>ソフトボール場 (1面当たり)</td><td></td><td>400円</td><td>300円</td></tr><tr><td>テニスコート (1面当たり)</td><td></td><td>900円</td><td>750円</td></tr><tr><td>芝グラウンド (1面当たり)</td><td></td><td>260円</td><td>200円</td></tr><tr><td>陸上競技場 (個人)</td><td>1人1回</td><td>390円</td><td>300円</td></tr><tr><td>グラウンドゴルフ場 (個人)</td><td>1人1回</td><td>370円</td><td>300円</td></tr></table>		有料公園名	区分	利用料金			利用時間 等	土曜日、日曜 日及び休日	その他の日	栗東運動公園 野洲川運動公園	野球場	1時間当 たり	500円	400円	テニスコート (1面当たり)		900円	750円	陸上競技場 (貸切)		2,500円	2,000円	グラウンドゴルフ場 (貸切)		3,500円	3,000円	ソフトボール場 (1面当たり)		400円	300円	テニスコート (1面当たり)		900円	750円	芝グラウンド (1面当たり)		260円	200円	陸上競技場 (個人)	1人1回	390円	300円	グラウンドゴルフ場 (個人)	1人1回	370円	300円
有料公園名	区分			入場料その他金銭を徴収しない場合																																																																																									
		利用時間 等	土、日、祝日 及び振替休日	その他の日																																																																																									
栗東運動公園 野洲川運動公園	野球場	1時間当 たり	500円	400円																																																																																									
	テニスコート (1面当たり)		600円	500円																																																																																									
	陸上競技場 (貸切)		2,500円	2,000円																																																																																									
	グラウンドゴルフ場 (貸切)		3,500円	3,000円																																																																																									
	ソフトボール場 (1面当たり)		400円	300円																																																																																									
	テニスコート (1面当たり)		600円	500円																																																																																									
	芝グラウンド (1面当たり)		400円	300円																																																																																									
	陸上競技場 (個人)	1人1回	260円	200円																																																																																									
グラウンドゴルフ場 (個人)	1人1回	250円	200円																																																																																										
有料公園名	区分	利用料金																																																																																											
		利用時間 等	土曜日、日曜 日及び休日	その他の日																																																																																									
栗東運動公園 野洲川運動公園	野球場	1時間当 たり	500円	400円																																																																																									
	テニスコート (1面当たり)		900円	750円																																																																																									
	陸上競技場 (貸切)		2,500円	2,000円																																																																																									
	グラウンドゴルフ場 (貸切)		3,500円	3,000円																																																																																									
	ソフトボール場 (1面当たり)		400円	300円																																																																																									
	テニスコート (1面当たり)		900円	750円																																																																																									
	芝グラウンド (1面当たり)		260円	200円																																																																																									
	陸上競技場 (個人)	1人1回	390円	300円																																																																																									
グラウンドゴルフ場 (個人)	1人1回	370円	300円																																																																																										
備考		備考																																																																																											
1 利用合計時間に、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。		1 市外居住者 (草津市、守山市及び野洲市に居住する者を除く。) 又は市外団体 (草津市、守山市及び野洲市に所在する団体を除く。) が使用する場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額																																																																																											

現行	改正案
2 <u>利用料金の算定において、それぞれの額に100円未満の端数が生じたとき（減額したときも含む。）は、これを100円とする。ただし、個人利用の場合は除く。</u> 3 <u>野球場を利用する場合において照明を必要とするときは、1時間につき全灯照明のとき3,000円、3分の2照明のとき2,000円、3分の1照明のとき1,000円を徴収する。</u> 4 <u>テニスコートを利用する場合において照明を必要とするときは、1面につき1時間300円を徴収する。</u> 5 <u>この表の規定にかかわらず、指定管理者が芝グラウンドにグラウンドゴルフの用に供する設備をした場合において、芝グラウンドの貸切利用をするときはグラウンドゴルフ場（貸切）の項に定める利用料金を、個人利用をするときはグラウンドゴルフ場（個人）の項に定める利用料金を徴収する。次項の規定は、この場合について準用する。</u> 6 <u>グラウンドゴルフ場の利用料金（個人）については、小学生以下は半額とする。</u>	<u>を加算して得た額とする。</u> 2 <u>野球場を利用する場合に照明設備を使用するときは、次に掲げる使用区分に応じた1時間当たりの額に使用時間を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。</u> (1) <u>全灯照明 3,000円</u> (2) <u>3分の2照明 2,000円</u> (3) <u>3分の1照明 1,000円</u> 3 <u>テニスコートを利用する場合に照明設備を使用するときは、1面につき1時間当たり300円に使用時間を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。</u> 4 <u>利用時間及び前2項の使用時間に、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。</u> 5 <u>小学生以下の者がグラウンドゴルフ場（個人）を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の100分の50に相当する額とする。</u> 6 <u>指定管理者が芝グラウンドにグラウンドゴルフの用に供する設備をした場合において、芝グラウンドの貸切利用をするときはグラウンドゴルフ場（貸切）の項に定める利用料金を適用し、個人利用をするときはグラウンドゴルフ場（個人）の項に定める利用料金を適用する。この場合において、小学生以下の者が個人利用をするときは、前項の規定を適用する。</u>

現行	改正案
7 使用者が民間事業者の場合は、<u>利用料金に10割を加算した額とする。</u>	7 使用者が民間事業者の場合は、<u>利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。</u>

議案第 13 号

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る
意見の申出について

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により、市長に意見を申し出る。

令和 7 年 8 月 27 日提出

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例（平成１０年栗東町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項を次のように改める。

- ２ 利用料金は、別表第１に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

第２４条を第２５条とし、第２３条を第２４条とし、第２２条の次に次の１条を加える。

（目的外使用料等）

第２３条 別表第２に掲げる施設を地方自治法第２３８条の４第７項の規定による許可を受けて使用する者（第３項において「目的外使用者」という。）は、同表に定める目的外使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

- ２ 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の目的外使用料を分割して納付させることができる。

- ３ 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、目的外使用者の責めによらない理由により使用の許可を取り消したときは、目的外使用料の全部又は一部を還付することができる。

- ４ 目的外使用料の減免については、栗東市行政財産使用料条例（令和５年栗東市条例第２９号）第５条及び栗東市行政財産使用料条例施行規則（令和５年栗東市規則第３６号）第３条の規定を適用する。

別表中「１１６，２００円」を「１７４，３００円」に、「５８，１００円」を「８７，１５０円」に、「１１，８００円」を「１３，０８０円」に、「５，６００円」を「６，２１０円」に、「１，１００円」を「１，６５０円」に、「４，０００円」を「１，９８０円」に、「１，５００円」を「１，８２０円」に改め、和室の項の次に次のように加える。

託児室	１時間 ５００円
-----	----------

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第２３条関係）

施設	目的外使用料
共用スペース	１月 １平方メートル当たり７５０円

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定及び同表に１項を加え

る改正規定は、令和８年１月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第１の規定は、施行日以後に利用の許可を受けた令和８年４月１日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用及び施行日前に利用の許可を受けた令和８年４月１日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条－第19条 (略) (利用料金) 第20条 (略) 2 前項の納付すべき利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表に定める金額の範囲内において定める額とする。 3 (略) 第21条・第22条 (略)	第1条－第19条 (略) (利用料金) 第20条 (略) 2 利用料金は、別表第1に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 (略) 第21条・第22条 (略) (目的外使用料等) 第23条 別表第2に掲げる施設を地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて使用する者(第3項において「目的外使用者」という。)は、同表に定める目的外使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の目的外使用料を分割して納付させることができる。 3 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、目的外使用者の費めによらない理由により使用の許可を取り消したときは、目的外使用料の全部又は一部を還付することができる。 4 目的外使用料の減免については、栗東市行政財産使用料条例(令和5年栗東市条例第29号)第5条及び栗東市行政財産使用料条例施行規則(令和5年栗東市規則第36号)第3条の規定を適用する。 第24条・第25条 (略) 附 則 (略)

現行		改正案	
別表 (第20条関係)		別表第1 (第20条関係)	
区分	基本額	区分	基本額
大ホール	1日 116,200円	大ホール	1日 174,300円
中ホール	1日 58,100円	中ホール	1日 87,150円
(略)	(略)	(略)	(略)
展示室	1日 11,800円	展示室	1日 13,080円
楽屋 (1室につき)	1日 5,600円	楽屋 (1室につき)	1日 6,210円
楽屋事務室	1日 1,100円	楽屋事務室	1日 1,650円
(略)	(略)	(略)	(略)
衣装製作室	1日 4,000円	衣装製作室	1日 1,980円
練習室 (1室につき)	1時間 1,500円	練習室 (1室につき)	1時間 1,820円
(略)	(略)	(略)	(略)
和室	1時間 500円	和室	1時間 500円
(略)	(略)	託児室	1時間 500円
備考 (略)		(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2 (第23条関係)		別表第2 (第23条関係)	
		施設	目的外使用料
		共用スペース	1月 1平方メートル当たり750円

議案第 1 4 号

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見
の申出について

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長に意見を申し出る。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年栗東町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「に規定する休日」の右に「(以下「休日」という。)」に改める。

第 17 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、使用時間の超過又は使用区分の変更に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。

第 17 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

別表を次のように改める。

別表（第 17 条関係）

利用料金

1 アリーナ

施設名 使用区分			市民体育館		十里体育館	野洲川体育館	治田西スポーツセンター	備考
			第 1 アリーナ	第 2 アリーナ	アリーナ	アリーナ	アリーナ	
入場料その他これに類する料金を徴収しない	平日	午前	5,400 円	1,800 円	1,800 円	2,700 円	1,800 円	1 市民体育館第 1 アリーナ及び野洲川体育館アリーナの 2 分の 1 以下を使用する場合は、それぞれの利用料金の 2 分の 1 に相当する額とする。 2 市民体育館第 1 アリーナの 3 分の 1 以下を使用する場合は、それぞれの利用料金の 3 分の 1 に相当する額とする。 3 市民体育館第 1 アリーナ及
		午後	9,000 円	3,000 円	3,000 円	4,500 円	3,000 円	
		夜間	14,400 円	4,800 円	4,800 円	6,000 円	4,800 円	

場合	土曜 日、 日曜 日及 び休 日	午前	6, 3 0 0 円	2, 2 5 0 円	2, 2 5 0 円	3, 1 5 0 円	2, 2 5 0 円	び第2アリーナの冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、実費相当額として規則で定める額を利用料金に加算して得た額とする。 4 午前又は午後にアリーナの照明設備を使用する場合は、実費相当額として規則で定める額を利用料金に加算して得た額とする。
		午後	1 0, 5 0 0 円	3, 7 5 0 円	3, 7 5 0 円	5, 2 5 0 円	3, 7 5 0 円	
		夜間	1 6, 8 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	8, 4 0 0 円	6, 0 0 0 円	
入場 料そ の他 これ に類 する 料金 を徴 収す る場 合	平日	午前	4 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	2 2, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 アマチュアスポーツ以外の利用は、利用料金に当該利用料金の100分の50に相当する額を加算して得た額とする。 2 市民体育館第1アリーナ及び第2アリーナの冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、実費相当額として規則で定める額を利用料金に加算して得た額とする。
		午後	7 5, 0 0 0 円	2 5, 5 0 0 円	2 5, 5 0 0 円	3 7, 5 0 0 円	2 5, 5 0 0 円	
		夜間	9 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	4 5, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	
	土曜 日、 日曜 日及 び休 日	午前	7 2, 0 0 0 円	2 4, 0 0 0 円	2 4, 0 0 0 円	3 6, 0 0 0 円	2 4, 0 0 0 円	3 午前又は午後にアリーナの照明設備を使用する場合は、実費相当額として規則で定める額を利用料金に加算して得た額とする。
		午後	1 2 0, 0 0 0 0 円	4 0, 5 0 0 円	4 0, 5 0 0 円	6 0, 0 0 0 円	4 0, 5 0 0 円	
		夜間	1 5 0, 0 0 0 0 円	5 1, 0 0 0 円	5 1, 0 0 0 円	7 5, 0 0 0 円	5 1, 0 0 0 円	

2 施設器具

器具名	単価	利用料金（1時間帯）	備考
電光掲示板	一式	1, 0 0 0 円	1時間帯とは、午前、午後、夜間をいう。
放送装置	一式	5 0 0 円	

3 会議室

区分		市民体育館	野洲川体育館	備考
会議室	午前	900円	390円	冷房設備又は暖房設備を使用したときは、利用料金に当該利用料金の100分の50に相当する額を加算して得た額とする。
	午後	1,500円	650円	
	夜間	1,200円	520円	

4 トレーニング室

区分	使用者	2時間当たり
トレーニング室	中学生	90円
	高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	150円
	一般	300円

備考

- 1 使用者が市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者を除く。）又は市外団体（草津市、守山市及び野洲市に所在する団体を除く。）の場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。
- 2 使用時間を超えて使用した場合は、超過時間に当該使用に係る利用料金の時間単価を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。
- 3 上記の使用時間及び利用料金によりがたい場合は、当該使用時間に当該利用料金の時間単価を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とする。
- 5 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。
- 6 午前とは9時から12時まで、午後とは12時から17時まで、夜間とは17時から21時までをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金は、なお従前の例による。

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																																																																
第1条ー第14条 (略) (開館日等) 第15条 体育館の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。 (1) (略) (2) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日 2・3 (略) 第16条 (略) (利用料金) 第17条 体育館使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、別表に定める利用料金を前納しなければならぬ。ただし、使用時間の超過又は使用区分の変更に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。 2 前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 (略) 第18条ー第21条 (略) 附 則 (略) 別表 (第17条関係) 1 体育館利用料金 (1) 貸切り使用の場合	第1条ー第14条 (略) (開館日等) 第15条 体育館の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。 (1) (略) (2) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日 2・3 (略) 第16条 (略) (利用料金) 第17条 体育館使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、別表に定める利用料金を前納しなければならぬ。ただし、使用時間の超過又は使用区分の変更に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。 2 前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 (略) 第18条ー第21条 (略) 附 則 (略) 別表 (第17条関係) 利用料金 1 アリーナ																																																																																
<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">市民体育館</th><th>十里体育館</th><th>野洲川体育館</th><th>治田西スポーツセンター</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>第1体育室</th><th>第2体育室</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">使用区分</td><td>午前</td><td>3,600</td><td>1,200</td><td>1,800</td><td>1,200</td><td>体育室の2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額。ただし、市民体育館にあつては体育室の3分の1以下を使用する場合、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額</td></tr><tr><td>午後</td><td>6,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>夜間</td><td>9,600</td><td>3,200</td><td>4,000</td><td>3,200</td><td>市民体育館第1体育室及び第2体育室の冷房又は暖房を使用する場合にあつては、実費相当額</td></tr><tr><td>合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設名	市民体育館		十里体育館	野洲川体育館	治田西スポーツセンター	備考	第1体育室	第2体育室				使用区分	午前	3,600	1,200	1,800	1,200	体育室の2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額。ただし、市民体育館にあつては体育室の3分の1以下を使用する場合、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額	午後	6,000	2,000	3,000	2,000		夜間	9,600	3,200	4,000	3,200	市民体育館第1体育室及び第2体育室の冷房又は暖房を使用する場合にあつては、実費相当額	合						<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">市民体育館</th><th>十里体育館</th><th>野洲川体育館</th><th>治田西スポーツセンター</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>第1アリーナ</th><th>第2アリーナ</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">使用区分</td><td>午前</td><td>5,400円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>1,800円</td><td>1 市民体育館第1アリーナ及び野洲川体育館アリーナの2分の1以下を使用する場合</td></tr><tr><td>午後</td><td>9,000円</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td><td>は、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額とする。</td></tr><tr><td>夜間</td><td>14,400円</td><td>4,800円</td><td>6,000円</td><td>4,800円</td><td>2 市民体育館第1アリーナの3分の1以下を使用する場合</td></tr><tr><td>合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>は、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額とする。</td></tr><tr><td>3 市民体育館第1アリーナ及び</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設名	市民体育館		十里体育館	野洲川体育館	治田西スポーツセンター	備考	第1アリーナ	第2アリーナ				使用区分	午前	5,400円	1,800円	2,700円	1,800円	1 市民体育館第1アリーナ及び野洲川体育館アリーナの2分の1以下を使用する場合	午後	9,000円	3,000円	4,500円	3,000円	は、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額とする。	夜間	14,400円	4,800円	6,000円	4,800円	2 市民体育館第1アリーナの3分の1以下を使用する場合	合					は、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額とする。	3 市民体育館第1アリーナ及び					
施設名		市民体育館		十里体育館	野洲川体育館	治田西スポーツセンター		備考																																																																									
	第1体育室	第2体育室																																																																															
使用区分	午前	3,600	1,200	1,800	1,200	体育室の2分の1以下を使用する場合にあつては、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額。ただし、市民体育館にあつては体育室の3分の1以下を使用する場合、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額																																																																											
	午後	6,000	2,000	3,000	2,000																																																																												
	夜間	9,600	3,200	4,000	3,200	市民体育館第1体育室及び第2体育室の冷房又は暖房を使用する場合にあつては、実費相当額																																																																											
	合																																																																																
施設名	市民体育館		十里体育館	野洲川体育館	治田西スポーツセンター	備考																																																																											
	第1アリーナ	第2アリーナ																																																																															
使用区分	午前	5,400円	1,800円	2,700円	1,800円	1 市民体育館第1アリーナ及び野洲川体育館アリーナの2分の1以下を使用する場合																																																																											
	午後	9,000円	3,000円	4,500円	3,000円	は、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額とする。																																																																											
	夜間	14,400円	4,800円	6,000円	4,800円	2 市民体育館第1アリーナの3分の1以下を使用する場合																																																																											
	合					は、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額とする。																																																																											
3 市民体育館第1アリーナ及び																																																																																	

改正案																	
現行																	
上・日 祝日及 び振替 休日	午前	4,200	1,500	1,500	2,100	1,500	1,500	としてあらかじめ教育委員会規 則で定める額を加算した額	土曜日 、日曜 日及び 休日	午前	6,300円	2,250円	2,250円	3,150円	2,250円	2,250円	び第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
休日	午後	7,000	2,500	2,500	3,500	2,500	2,500		休日	午後	10,500円	3,750円	3,750円	5,250円	3,750円	3,750円	定める額を利用料金に加算し て得た額とする。
	夜間	11,200	4,000	4,000	5,600	4,000	4,000		夜間	16,800円	6,000円	6,000円	8,400円	6,000円	6,000円	照明設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
	平日	30,000	10,000	10,000	15,000	10,000	10,000	アマチュアスポーツ以外の 利用は、利用料金に当該利用 料金の100分の50に相当 する額を加算して得た額とす る。	平日	45,000円	15,000円	15,000円	22,500円	15,000円	15,000円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
休日	午後	50,000	17,000	17,000	25,000	17,000	17,000	市民体育館第1体育室及び第2 体育室の冷房又は暖房を使用す る場合には、実費相当額 を加算する。	ここに 類する 料金を 徴収す る場合	午後	75,000円	25,500円	25,500円	37,500円	25,500円	25,500円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
	夜間	60,000	20,000	20,000	30,000	20,000	20,000		夜間	90,000円	30,000円	30,000円	45,000円	30,000円	30,000円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
	平日	48,000	16,000	16,000	24,000	16,000	16,000	としてあらかじめ教育委員会規 則で定める額を加算した額	平日	72,000円	24,000円	24,000円	36,000円	24,000円	24,000円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
休日	午後	80,000	27,000	27,000	40,000	27,000	27,000		休日	午後	120,000円	40,500円	40,500円	60,000円	40,500円	40,500円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
	夜間	100,000	34,000	34,000	50,000	34,000	34,000		夜間	150,000円	51,000円	51,000円	75,000円	51,000円	51,000円	市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
	平日		600		400				平日							市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。	
休日	午後	1,000			600				休日	午後							市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
	夜間		800		500				夜間								市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
	平日								平日								市民体育館第1アリーナ及び 第2アリーナの冷房設備又は 暖房設備を使用する場合は、 実費相当額として規則で定め る額を利用料金に加算して得 た額とする。
2 施設器具																	
器具名	単価	利用料金（1時間帯）		備考						器具名	単価	利用料金（1時間帯）		備考			
電光掲示板	一式	1,000円		1時間帯とは、午前、午後、夜間をいう。						電光掲示板	一式	1,000円		1時間帯とは、午前、午後、夜間をいう。			
放送装置	一式	500円								放送装置	一式	500円					
3 会議室																	
区分	市民体育館		野洲川体育館		備考				区分	市民体育館		野洲川体育館		備考			
会議室	午前	900円	390円		冷房設備又は暖房設備を使用し たときは、利用料金に当該利用料 金の100分の50に相当する 額を加算して得た額とする。				午前	900円	390円		冷房設備又は暖房設備を使用し たときは、利用料金に当該利用料 金の100分の50に相当する 額を加算して得た額とする。				
	午後	1,500円	650円						午後	1,500円	650円						
	夜間	1,200円	520円						夜間	1,200円	520円						

現行

(2) 個人使用の場合

区分	使用者	2時間当たり
トレーニング室	中学生	600円
	高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1,000円
	一般	2,000円

備考

1 使用者が市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者が使用する場合を除く。）の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。

2 特別に電気装置を設置するときは、実費に相当する金額を加算する。

3 使用時間を過ぎて使用したときは、当該超過時間に当該利用料金の時間単価を乗じて得た額を加算する。

4 上記の使用時間及び利用料金によりかいたときは、当該使用時間に当該利用料金の時間単価を乗じて得た額を加算する。

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 利用料金の算定において、それぞれの額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円とする。ただし、個人使用の場合を除く。

7 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。

8 会議室を使用した場合において、冷房設備を使用したときは冷房料として利用料金に5割を、暖房設備を使用したときは暖房料として利用料金に5割を加算した額とする。

9 午前とは9時から12時まで、午後とは12時から17時まで、夜間とは17時から21時までとする。

2. 施設器具利用料金

器具名	単価	利用料金（1時間当り）
電光掲示板	一式	1,000円
放送装置	一式	500円

備考

1 1時間帯とは、午前、午後、夜間をそれぞれ1時間帯という。

2 使用者が市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者が使用する場合を除く。）の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。

3 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に10割を加算した額とする。

改正案

4 トレーニング室

区分	使用者	2時間当たり
トレーニング室	中学生	900円
	高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1500円
	一般	3000円

備考

- 1 使用者が市外居住者（草津市、守山市及び野洲市に居住する者を除く。）又は市外団体（草津市、守山市及び野洲市に所在する団体を除く。）の場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。
- 2 使用時間を過ぎて使用した場合は、超過時間に当該利用料金の時間単価を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。
- 3 上記の使用時間及び利用料金によりかいた場合は、当該使用時間に当該利用料金の時間単価を乗じて得た額を利用料金に加算して得た額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とする。
- 5 使用者が民間事業者の場合は、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。
- 6 午前とは9時から12時まで、午後とは12時から17時まで、夜間とは17時から21時までをいう。

議案第 15 号

栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により、市長に意見を申し出る。

令和 7 年 8 月 27 日提出

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚

栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成３年栗東町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、使用時間の超過に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。

第１７条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

第２１条を第２２条とし、第２０条を第２１条とし、第１９条の次に次の１条を加える。

（目的外使用料等）

第２０条 屋外体育施設を地方自治法第２３８条の４第７項の規定による許可を受けて使用する者（第３項において「目的外使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において、規則で定める額を使用の許可の際に納付しなければならない。この場合において、別表中「利用料金」とあるのは「目的外使用料」と読み替えるものとする。

- ２ 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する納付の時期を変更することができる。
- ３ 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、目的外使用者の責めによらない理由により使用の許可を取り消したときは、目的外使用料の全部又は一部を還付することができる。
- ４ 目的外使用料の減免については、栗東市行政財産使用料条例（令和５年栗東市条例第２９号）第５条及び栗東市行政財産使用料条例施行規則（令和５年栗東市規則第３６号）第３条の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１７条第１項にただし書を加える改正規定及び同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定は、令和８年１月１日から施行する。

栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条－第16条 (略) (利用料金) 第17条 屋外体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。 2 (略) 第18条・第19条 (略)	第1条－第16条 (略) (利用料金) 第17条 屋外体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。<u>ただし、使用時間の超過に係る利用料金は、利用終了後に納付するものとする。</u> 2 <u>前項の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u> 3 (略) 第18条・第19条 (略) (目的外使用料等) 第20条 屋外体育施設を地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて使用する者（第3項において「目的外使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において、規則で定める額を使用の許可の際に納付しなければならない。この場合において、別表中「利用料金」とあるのは「<u>目的外使用料</u>」と読み替えるものとする。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前項に規定する納付の時期を変更することができる。</u> 3 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、目的外使用者の責めによらない理由により使用の許可を取り消したときは、<u>目的外使用料の全部又は一部を還付することができる。</u> 4 <u>目的外使用料の減免については、栗東市行政財産使用料条例（令和5年栗東市条例第29号）第5条及び栗東市行政財産使用料条例施行規則（令和5</u>

現行	改正案
第20条・第21条 (略)	年栗東市規則第36号) 第3条の規定を適用する。 第21条・第22条 (略)

教育長報告資料

教育長 公 務 状 況 報 告

月 日	事 業 内 容
8 月 2 日 (土)	・ 第 5 4 回栗東市人権教育研究大会
8 月 5 日 (火)	・ びわこ南部地域研究集会実行委員会第 1 回常任委員会
8 月 1 2 日 (火)	・ 滋賀県都市教育委員会連絡協議会第 1 回教育長・教育部長合同会議
8 月 1 8 日 (月)	・ 教育委員会臨時会 (教科用図書採択)
8 月 2 0 日 (水)	・ 議会説明会
8 月 2 1 日 (木)	・ 第 1 回栗東市同和教育推進委員会
8 月 2 2 日 (金)	・ 議会運営委員会
8 月 2 3 日 (土)	・ 国道 1 号栗東水口道路 I ・ (主) 大津能登川長浜線 開通式典
8 月 2 5 日 (月)	・ ワールドマスターズゲームズ表敬訪問
8 月 2 6 日 (火)	・ 定例校長会
8 月 2 7 日 (水)	・ 教育委員会定例会 ・ 栗東市民ゴルフ大会表彰式

※予定

8 月 2 9 日 (金) ・ 9 月議会本会議開会 議案上程

報告事項 1

各課（館・所）の8月度事業進捗について

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
8 月 1 2 日（火）	・滋賀県都市教育委員会連絡協議会第1回教育長・教育部長合同会議
8 月 1 8 日（月）	・教育委員会臨時会（教科用図書採択）
8 月 2 7 日（水）	・教育委員会定例会

☆令和7年度 工事(主なもの)

○栗東西中学校大規模改造工事

事業費(全体) 536, 593千円

屋上防水改修、外壁改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修 等

工期: 令和6年7月23日・9月30日～令和8年2月27日													
	R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I 期	進捗・状況	-	(契約審査会)	(入札公告)	(仮・契約)	→	(契約議決)	工事着工	準備工	受水槽更新	受水槽更新	受水槽更新 仮設工	内部改修
	R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
II 期	進捗・状況	トイレ改修 防水改修	トイレ改修 防水改修 外壁改修	トイレ改修 防水改修 外壁改修	トイレ改修 内部改修	トイレ改修 内部改修 防水改修							-

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
8 月 1 日 (金)	・ 給食物資入札・選定 (野菜)
8 月 5 日 (火)	・ L P ガス供給設備調整器交換
8 月 6 日 (水)	・ 雑排水管・廃油タンク清掃
8 月 8 日 (金)	・ 消防点検
8 月 1 2 日 (火)	・ 調理設備点検
8 月 1 5 日 (金)	・ ボイラー点検
8 月 2 5 日 (月)	・ L P ガス供給設備メータ交換
8 月 2 7 日 (水)	・ 調理設備点検

※予定

8 月 2 8 日 (木) ・ 調理設備点検

8 月 2 9 日 (金) ・ 害虫駆除

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
8 月 2 日 (土)	・ 第 5 4 回栗東市人権教育研究大会
8 月 1 8 日 (月)	・ 教育委員会臨時会 (教科用図書採択)
8 月 2 1 日 (木)	・ 会計監査 (治田小学校・栗東中学校)
8 月 2 2 日 (金)	・ 子育て教育 Next 講演会 (葉山中学校)
8 月 2 5 日 (月)	・ 手当等審査会
8 月 2 6 日 (火)	・ 定例校長会

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
8 月 1 日 (金)	・夏期研修講座 AM (就学前保育教育講座④兼：保育・授業づくり講座②) ・夏期研修講座 PM (就学前保育教育講座⑤兼：特別支援教育講座③)
8 月 5 日 (火)	・夏期研修講座 AM (就学前保育教育講座②兼：保育・授業づくり講座①) ・夏期研修講座 PM (特別支援教育講座②・人権研修講座①)
8 月 6 日 (水)	・夏期研修講座 PM (人権研修講座②)
8 月 7 日 (木)	・夏期研修講座 AM (生徒指導・教育相談講座③) ・夏期研修講座 PM (人権研修講座③)
8 月 8 日 (金)	・夏期研修講座 (思春期ライフスキル教育講座 兼：学級づくり講座)
8 月 19 日 (火)	・夏期研修講座 PM (人権研修講座④)
8 月 21 日 (木)	・調査研究打ち合わせ (治田小学校・栗東中学校)
8 月 22 日 (金)	・調査研究打ち合わせ (葉山東小学校)
8 月 25 日 (月)	・調査研究打ち合わせ (治田小学校)
8 月 26 日 (火)	・夏期研修講座 PM (就学前保育教育講座③)

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権擁護課

月 日	事 業 内 容
8 月 2 日 (土)	・ 第 5 4 回栗東市人権教育研究大会
8 月 5 日 (火)	・ 人権啓発リーダー講座⑤ (講師：藤本真帆さん)
8 月 6 日 (水)	・ 人権啓発リーダー講座⑥ (講師：青木美憲さん)
8 月 7 日 (木)	・ 人権啓発リーダー講座⑦ (講師：前田良さん)
8 月 1 9 日 (火)	・ 人権啓発リーダー講座⑧ (講師：萩原伸浩さん)
8 月 2 0 日 (水)	・ 栗東西中学校区人権教育地域ネット協議会：交流学習会
8 月 2 1 日 (木)	・ 第 1 回栗東市同和教育推進委員会

※予定

8 月 2 8 日 (木) ・ 栗東市人権尊重推進協議会研修部会

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課 自然観察の森 少年センター

月 日	事 業 内 容
8 月 1 日 (金)	・草津保護区保護司会と草津市立・栗東市少年センターとの懇談会 (キラリエ草津) ・有害図書立入調査
8 月 2 日 (土)	・平和学習講座① (栗東歴史民俗博物館) ・自然大好きコース「竹とんぼ」(栗東自然観察の森)
8 月 5 日 (火)	・草津・栗東無職少年対策連絡協議会 (キラリエ草津) ・栗東市要保護児童対策協議会代表者会 ・街頭補導
8 月 6 日 (水)	・栗東市青少年育成市民会議 白ポスト回収 ・滋賀県青少年補導センター所長会 (五箇荘コミュニティセンター)
8 月 7 日 (木)	・放課後子ども教室スタッフ救急訓練① ・第 1 回栗東自然観察の森運営委員会 ・第 3 回栗東市少年補導委員本部会・幹事会
8 月 9 日 (土)	・平和学習講座② (栗東歴史民俗博物館)
8 月 10 日 (日)	・自然観察会 ・ミニクラフト「竹筒で水鉄砲をつくろう」(栗東自然観察の森)
8 月 17 日 (日)	・親子観察会 (栗東自然観察の森)
8 月 18 日 (月)	・子育て講座「親子お菓子づくり教室①」(コミセン治田東)
8 月 19 日 (火)	・放課後子ども教室スタッフ救急訓練② ・有害図書立入調査
8 月 20 日 (水)	・子育て講座「親子お菓子づくり教室②」(コミセン治田東)

8月21日(木)	・街頭補導
8月22日(金)	・子育て講座「親子お菓子づくり教室③」(コミセン治田東)
8月23日(土)	・第28回滋賀県中学生広場 2025 滋賀県大会(高島市民会館) ・第3回 JVR (ジュニアボランティア) 養成講座(栗東自然観察の森)
8月24日(日)	・自然観察会

※予定

8月28日(木) ・まちづくり講座「防災セミナー～滋賀県の気象特性と防災気象情報～」
(コミセン金勝)

・街頭補導

8月29日(金) ・第1回栗東市地域教育協議会

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
8 月 1 日 (金)	・ 第 1 0 7 回全国高等学校野球選手権大会綾羽高校出場報告
8 月 3 日 (日)	・ 滋賀県民スポーツ大会応援
8 月 4 日 (月)	・ 阿弥陀寺宮城家墓所 保存目的調査委員会 (第 3 回)
8 月 1 7 日 (日)	・ 滋賀県スポーツ推進委員研修会 (彦根市)
8 月 1 9 日 (火)	・ スポーツ推進委員協議会第 5 回定例会
8 月 2 0 日 (水)	・ 栗東市公共施設 (学校開放分) 予約システム説明会 (スポ少)
8 月 2 6 日 (火)	・ 〃 (一般団体)
8 月 2 8 日 (木)	・ 〃 (一般団体)
8 月 2 2 日 (金) ～ 8 月 2 4 日 (日)	・ 子ども考古学体験クラブ～勾玉づくりと火起こし～

歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
7 月 1 9 日 (土) ～ 8 月 3 1 日 (日)	・ 終戦 80 年 特集展示 「平和のいしずえ 2025～戦争と地域の暮らし～」
8 月 1 日 (金)	・ 博物館教室「昔の暮らし」教員向け事前説明会
8 月 9 日 (土)	・ 終戦 80 年 特集展示 「平和のいしずえ 2025～戦争と地域の暮らし～」 記念講演会「滋賀県の空襲と栗東地域」 (講師：滋賀県平和祈念館 主任主事 村田 明 氏)
8 月 1 7 日 (日)	・ 市民学芸員の会 輪読会予習の会

8月23日(土)	・終戦80年 特集展示 「平和のいしずえ 2025～戦争と地域のくらし～」 展示解説会
8月24日(日)	・市民学芸員の会 輪読会
8月26日(火) ～8月31日(日)	・博物館実習生受け入れ

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

国スポ・障スポ推進課

月 日	事 業 内 容
8 月 1 日 (金)	・国スポ正式競技 実施本部員向け説明会 (部長・班長・係長)
8 月 1 4 日 (木)	・「手形アートで花いっぱい」(職員)
8 月 2 2 日 (金)	・わた SHIGA 輝く国スポ ゴルフ競技会 抽選会
8 月 2 3 日 (土)	・【啓発】国道 1 号栗東水口道路 I・(主) 大津能登川長浜線 開通式典
8 月 2 6 日 (火)	・わた SHIGA 輝く国スポ レスリング競技会 抽選会
8 月 2 7 日 (水)	・滋賀県ゴルフ連盟および国スポゴルフ競技開催 3 市合同会議

※予定

8 月 3 1 日 (日)	・【啓発】栗東駅前夏祭り シンガーソングライター yokko さんによるトーク&ミニライブ「まもなく！国スポ・障スポ展」
9 月 5 日 (金)	・栗東駅前クリーンアップ運動 (市・栗東市シルバー人材センター合同)
9 月 1 3 日 (土)	・わた SHIGA 輝く国スポ デモンストレーションスポーツ スローイングビンゴ競技
9 月 2 0 日 (土) ～9 月 2 1 日 (日)	・わた SHIGA 輝く国スポ 公開競技 パワーリフティング競技
9 月 2 7 日 (土)	・わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技 ゴルフ競技 監督・代表者会議
9 月 2 8 日 (日)	・わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式
9 月 2 8 日 (日) ～9 月 3 0 日 (火)	・わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技 ゴルフ競技 (成年男子)
9 月 2 8 日 (日)	・わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技 レスリング競技 監督会議 フリースタイルレスリング
9 月 3 0 日 (火)	・わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技 レスリング競技 監督会議 グレコローマンレスリング
9 月 2 9 日 (月) ～1 0 月 2 日 (木)	・わた SHIGA 輝く国スポ 正式競技 レスリング競技

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容
8 月 2 日 (土)	・ 第 5 4 回 栗 東 市 人 権 教 育 研 究 大 会
8 月 5 日 (火)	・ 公 立 園 長 会 就 学 前 保 育 教 育 講 座 講 師 石 部 南 小 学 校 教 頭 村 地 和 代 氏
8 月 2 5 日 (月)	・ 人 権 教 育 に か か る 学 校 園 訪 問 (治 田 東 こ ど も 園)
8 月 2 6 日 (火)	・ 幼 児 課 人 権 研 修 (兼 就 学 前 保 育 教 育 講 座) 講 師 荘 保 恭 子 氏
8 月 2 7 日 (水)	・ 人 権 教 育 に か か る 学 校 園 訪 問 (治 田 保 育 園 ・ 治 田 幼 稚 園)

※ 予 定

8 月 2 9 日 (金) 幼 児 教 育 ス キ ル ア ッ プ 研 修 (内 容 幼 児 の 運 動 遊 び)

8 月 3 0 日 (土) り っ と う d e 保 育 の お し ご と フ ェ ア (さ き ら)

8 月 度 事 業 進 捗 状 況

図 書 館

1. 事業・行事

日付	事業・行事	移動図書館
8月1日 (金)	第3回音訳ボランティア養成講座中級(本館) (全5回)	治田東こども園
8月8日 (金)	第4回音訳ボランティア養成講座中級(本館) (全5回)	金勝第2保育園
8月9日 (土)	おはなしタイム 0～2歳向け(本館)	
8月10日 (日)	おはなしタイム 3歳以上向け(本館)	
8月22日 (金)	第5回音訳ボランティア養成講座中級(本館) (全5回)	葉山幼稚園
8月23日 (土)	おはなし会(本館) りっとうおはなしグループめるへん	
8月26日 (火)	学校・幼保への除籍資料譲渡(～8/31まで)	
8月27日 (水)	ちよっとこわいおはなし会(西館)	

(予定)

8月31日(日) 栗東駅前夏祭り移動図書館特別出張

<夏休みの展示> 7月19日(土)～8月31日(日) (両館)

「平和のいしずえ」 子どもから大人まで、平和を考える本の展示

「ナツ→ヨム」 小学生・中高生向けに、読んでほしい本の展示

「なつ チャレンジ(小学生向け)」夏休みの自由研究や工作におすすめの本の展示

統計 7月

①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数				貸出冊数				開館日数
	本館	西館	移動 図書館	合計	本館	西館	移動 図書館	合計	
R 6	4,732	3,496	379	8,607	26,811	13,976	413	41,200	20
R 7	4,765	3,645	595	9,005	28,795	14,050	669	43,514	25

②予約

年度	自 館				他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB	購入	県立	県内	県外	国会		
R 6	824	765	2,952	83	197	54	3	0	6	4,884
R 7	752	515	3,478	86	182	64	2	0	5	5,084

③図書収集

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4月	708	106	80	894
5月	472	19	85	576
6月	544	46	113	703
7月	584	31	126	741
合計	2,308	202	404	2,914